化学療法運営委員会

当院では、チーム医療の一環として医師を初めとするさまざまな職種が共同で、患者さんに安心・安全な抗がん剤治療を受けて頂けるように努力しています。

※　当院は「がん診療連携拠点病院」です。

抗がん剤を用いた治療を「がん化学療法」といい、当委員会では当院での「がん化学療法」を安全に施行するために以下のような事を行っています。

スタッフ：医師、薬剤師、看護師、検査技師、管理栄養士、医事課職員 委員会開催日：毎月第１火曜日

化学療法レジメンの審査・登録

「がん化学療法」を安全に効果的に行うためには、同じ疾患で使用する抗がん剤やその治療法が主治医によって異なったりすることがないよう、院内のがん化学療法を標準化しておく必要があります。

そのために、あらかじめ各疾患の治療に使用する薬剤が適正であるかを検討し、具体的に使用する抗がん剤やその量、投与方法などを先に登録しておきます。この決められた薬剤や投与方法を記載した治療計画書を「レジメン」と呼んでいます。

当委員会では、医師から申請された治療薬剤とその投与方法が適正であるかについて、薬剤の添付文書や学会のガイドライン、海外を含めた論文や臨床試験のデータ等を基に評価します。

これにより妥当性が認められたレジメンのみが登録され、実際の治療に使用されることになります。

臨床試験の審査・登録

臨床試験とは、既に厚生労働省で認可され、安全性が確認されている薬剤について、実際の使用法・薬剤の組み合わせ・有効性等について検証していく試験です。治療がより安全に行えるようにするために、臨床試験は倫理委員会での承認を受けて、化学療法委員会で登録後に実施されます。

抗がん剤の管理・調製および払い出しに対する取り決め

実際、患者さんが治療を受けられる際には、医師が処方箋を発行し、薬剤師が抗がん剤が正しくレジメンどおり処方されているかどうか、量の間違いはないか等を患者さん一人一人について確認した後に調製を行い、病棟あるいは外来化学療法室で医師または看護師により投与が行われます。

これらを行う手順等についても、当委員会で詳細を取り決めています。

副作用に対する院内周知とお知らせ

抗がん剤による副作用については、その情報を院内の関連職種に早急に周知し、患者さん安全が守られるよう最大限の注意を払っています。

その他
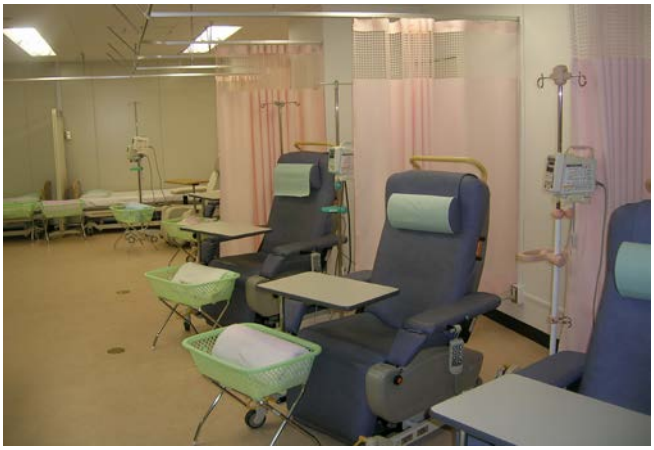
外来化学療法室の運用や抗がん剤の投与ルートの検討等、その他抗がん剤に関するさまざまなことについても、委員会の場で検討・確認などを行い、院内での「がん化学療法」の標準化、適正化に取り組んでいます。